

# 平成 28 年度 指定管理者監査結果報告書

## 第 1 監査の概要

- 1 監査の種類 地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査
- 2 監査の対象 (1) 公の施設 羽村市農産物直売所  
(2) 指定管理者 羽村市農産物直売所運営委員会・  
西多摩農業協同組合  
(3) 所管課 産業環境部産業振興課、財務部契約管財課
- 3 監査の範囲 平成 27 年度及び平成 28 年度（4 月～9 月）に執行された公の施設に係る会計処理等に関する事務並びにその他関連する事務事業の執行状況
- 4 監査の期間 平成 28 年 12 月 5 日から平成 29 年 2 月 28 日まで  
(説明聴取日 平成 28 年 12 月 20 日)
- 5 監査の主眼 **【所管課】**
  - (1) 指定管理者を導入した目的及び趣旨が達成されているか。
  - (2) 指定管理者の指定は公正・適正に行われているか。
  - (3) 協定等の締結は適正に行われているか。
  - (4) 指定管理者が利用料金を定めている場合は、その料金が合理的なものになっているか。また、その承認手続きは適正に行われているか。
  - (5) 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
  - (6) 業務の履行確認は実績報告書により適切になされているか。
  - (7) 協定書・仕様書に記載すべきものが記載されているか。**【指定管理者】**
  - (1) 施設の管理運営及び財産の管理は適切に行われているか。
  - (2) 事業の執行は協定書等の目的及び仕様書のとおり実施されているか。
  - (3) 会計処理は適正に行われているか。
  - (4) 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
  - (5) 利用料金の設定等は適正になされているか。
  - (6) 収納事務は適正に行われているか。
  - (7) 利用促進のための努力はなされているか。
- 6 監査の方法 監査にあたっては、「5 監査の主眼」に基づき、書類審査、説明聴取、質問調査を実施した。

## 第2 監査の結果【羽村市農産物直売所】

### 1 対象施設の概要

- (1) 名 称 羽村市農産物直売所
- (2) 所 在 地 羽村市羽加美一丁目 32 番地 1
- (3) 開 設 平成 14 年 3 月 17 日
- (4) 規 模
  - ① 敷地面積 1,262.45 m<sup>2</sup>
  - ② 床面積 330.75 m<sup>2</sup>
  - ③ 建物構造 鉄骨造平屋建
  - ④ 建物概要 売場、事務所、テラス、倉庫、トイレ 等

#### (5) 指定管理者制度による管理運営委託

羽村市農産物直売所は、平成 17 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入し、次の指定期間で指定管理者が施設の管理を行っている。

##### ① 指定期間

- ア 第 1 期 平成 17 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日 (2 年)  
指定管理者：羽村市農産物直売所運営委員会
- イ 第 2 期 平成 19 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日 (4 年)  
指定管理者：羽村市農産物直売所運営委員会・  
西多摩農業協同組合
- ウ 第 3 期 平成 23 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 (4 年)  
指定管理者：羽村市農産物直売所運営委員会・  
西多摩農業協同組合
- エ 第 4 期 平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 (4 年)  
指定管理者：羽村市農産物直売所運営委員会・  
西多摩農業協同組合

### 2 指定管理者の選定

#### (1) 選定の経緯

羽村市農産物直売所（以下「直売所」という。）は、その設置目的を効果的に達成するため、平成 17 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入している。

指定管理者制度による管理運営委託期間は、上記 1 の(5)に記すとおりであり、第 3 期の指定期間が満了するにあたり、引き続き指定管理者制度を導入することとし、以下の経緯のとおり、羽村市農産物直売所運営委員会・西多摩農業協同組合を指定管理者に選定した。

① 選定等の経過

平成 26 年 9 月 1 日	広報はむら・市公式サイトに応募要領等掲載 応募要領等配布開始
平成 26 年 9 月 16 日 ～9 月 19 日	応募方法、提出書類等の説明会及び現地見学会の開催
平成 26 年 9 月 22 日	質問受付終了
平成 26 年 10 月 6 日	申請受付開始
平成 26 年 10 月 10 日	申請受付終了
平成 26 年 10 月 27 日	羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会の開催
平成 26 年 11 月 4 日	羽村市行財政改革推進本部会議の開催
平成 26 年 12 月 5 日	平成 26 年第 4 回羽村市議会（定例会）において、「羽村市 農産物直売所の指定管理者の指定について」原案可決
平成 27 年 3 月 31 日	協定書締結
平成 27 年 4 月 1 日	指定管理者による第 4 期の管理運営開始

(2) 市と指定管理者との協定書の主な内容

市民サービスの向上と経費の縮減を図るために、市は「羽村市農産物直売所運営委員会・西多摩農業協同組合」と協定書を締結した。

協定書に定める市と指定管理者の主な役割分担等は、次のとおりである。

① 指定管理者の指定の意義（協定書第 2 条）

指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、市民に新鮮な農産物等を供給するとともに市内農業の振興に寄与することにある。

② 指定期間（協定書第 7 条）

指定期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

③ 指定管理者の業務の範囲（協定書第 8・9 条）

【本業務】

- ア 農産物直売所の施設及び設備の維持管理に関する業務
- イ 農産物直売所の使用の承認、不承認及び承認の取消し等に関する業務
- ウ 農産物直売所の利用料金の収納に関する業務
- エ その他、農産物直売所の管理に関し市が必要と認める業務

【自主事業】

- ア 農産物直売所条例に定める設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、市との協議を経て事前に許可を受けたものの中から、指定管理者が自己の責任と費用により実施する事業

④ 市が行う業務の範囲は以下のとおり（協定書第 10 条）

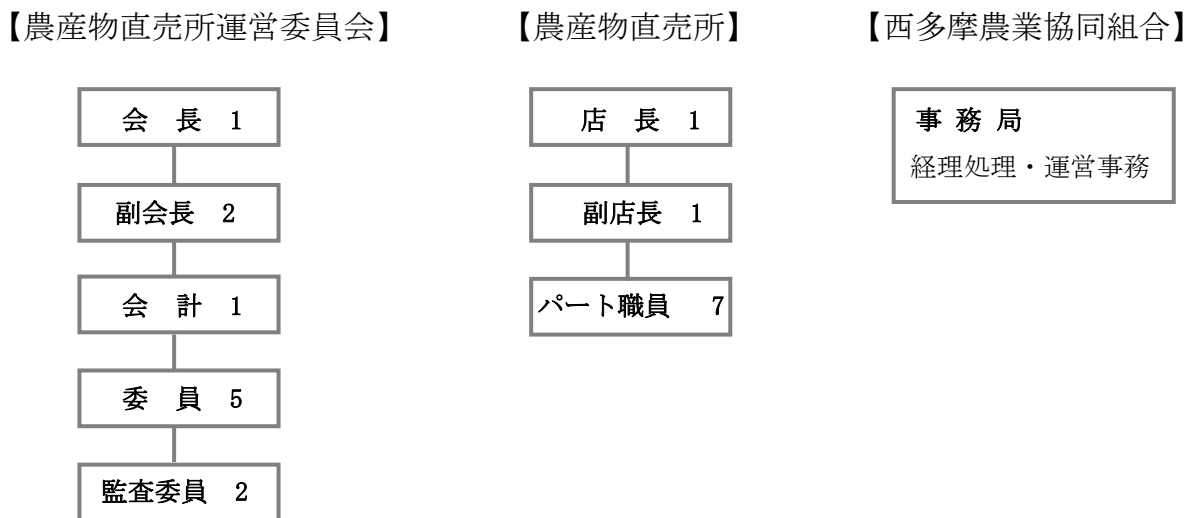
- ア 不払い利用料金の徴収業務
- イ 管理施設の目的外使用許可・占用許可
- ウ 不服申立てに対する決定

- ⑤ 指定管理委託料（協定書第 31 条）  
市は、指定管理業務実施の対価としての指定管理委託料を支払わないものとする。
- ⑥ 利用料金の取扱い（協定書第 32 条）  
利用料金は、指定管理者の収入とし、農産物直売所条例に規定する範囲内において定めるものとする。
- ⑦ 市の負担する経費
  - ア 毎年度 50 万円（消費税及び地方消費税を含む）以上の管理施設及び管理備品の修繕に要する経費
  - イ 火災保険料
- ⑧ 管理備品の無償貸与（協定書第 24 条）  
市は管理備品を指定管理者に無償で貸与するものとする。

### 3 事業概要

#### (1) 組織

直売所の管理運営は前述のとおり「羽村市農産物直売所運営委員会・西多摩農業協同組合」が行っており、組織体制は以下のとおりである。



#### (2) 事業の内容

農産物直売所は、市内の農業者に農産物等の販売を行う場を提供するため設置し、もって市民に新鮮な農産物等を供給するとともに市内農業の振興を図ることを目的にしており、この目的を達成するため、市内農業者が生産した良質で新鮮な農産物等の販売に関する事、農産物等の販売促進に関する事、農産物等の計画的生産に関する事、市長が必要と認める事業を行う事としている。

指定管理者の主な業務については、農産物直売所の施設及び設備の維持管理に関する事、直売所の使用の承認、不承認及び使用承認の取消し等に関する事、利用料金の収納に関する事である。

また、指定管理者は、平成 28 年度の事業計画の中で、生産履歴の記帳を徹底するとともに、環境に配慮した農業を展開し、消費者に「安心・安全」な農産物を供給して、都市農業の価値を地域の人々に発信する拠点として活用すること等を掲げている。

なお、平成 27 年度に実施した事業の状況は、下表のとおりである。

#### 平成 27 年度事業報告

期 日	事 業 名	場 所
4 月 8 日	運営委員会	農産物直売所
4 月 18 日	野菜苗販売開始	〃
4 月 30 日	総合警備臨時点検	〃
5 月 13 日	運営委員会	〃
5 月 14 日	電気設備点検	〃
6 月 10 日	運営委員会	〃
6 月 26 日	運営委員会（総会打合せ）、会計監査	〃
6 月 30 日	消防設備点検	〃
7 月 2 日	夏野菜試食会	〃
7 月 9 日	平成 27 年通常総会 （羽村市農業団体協議会通常総会合同）	西多摩農業協同組合 本店
7 月 15 日	運営委員会	農産物直売所
7 月 16・17 日	2 割引セール	〃
7 月 21 日	臨時休業（エアコン取付工事）	〃
8 月 5 日	運営委員会	〃
8 月 10 日	西多摩農業協同組合年金粗品出荷者会議	〃
8 月 14・17 日	西多摩農業協同組合年金粗品出荷	西多摩農業協同組合 各支店
8 月 21 日	土壌診断	農産物直売所
9 月 9 日	運営委員会	〃
9 月 16 日	植木剪定	〃
10 月 7 日	運営委員会	〃
10 月 18 日	福祉まつり（農産物の提供）	福祉センター
10 月 27 日	産業祭直売方式出荷者説明会	農産物直売所
10 月 28 日	農ウォーク協力	※農業委員会主催
10 月 31 日～ 11 月 1 日	産業祭出店（直売方式）	富士見公園
11 月 6・7 日	パンジー・ビオラ特売	農産物直売所
11 月 11 日	運営委員会	〃

期 日	事 業 名	場 所
11月20・21日	2割引セール	農産物直売所
12月9日	運営委員会	〃
12月15・16日	西多摩農業協同組合金粗品出荷	西多摩農業協同組合 各支店
12月17・18日	2割引セール	農産物直売所
12月22日	消防設備点検	〃
12月26日～30日	歳末大売り出し	〃
1月5日	店舗クリーニング	〃
1月6日	初荷	〃
1月7日	運営委員会	〃
1月16日	土壌診断	〃
1月18日	臨時休業（大雪）、役員雪かき	〃
2月12日	運営委員会	〃
3月9日	運営委員会	〃
3月10日	視察研修 （羽村市農業団体協議会合同）	千葉方面

### (3) 販売高、施設利用者（来客）等の状況

農産物直売所の販売高、施設利用者（来客）数、販売点数の状況は、第1・2・3表のとおりである。

指定管理者第4期に移行した平成27年度の販売高は86,572,646円で、前年度（平成26年度）87,034,370円と比べて461,724（0.5％）の減少、施設利用者（来客）数は平成27年度が年間116,364人で、前年度117,232人と比べて868人（0.7％）の減少、販売点数は平成27年度が425,955点で、前年度（平成26年度）437,351点と比べて11,396点（2.6％）の減少となっている。

また、平成28年度上期（4～9月）の販売高は46,527,200円で、前年度（平成27年度）上期49,407,336円と比べて2,880,136円（5.8％）の減少、平成28年度上期の施設利用者（来客）数は60,940人で、前年度上期の63,325人と比べて2,385人（3.8％）の減少、平成28年度上期の販売点数は220,554点で、前年度上期の230,089点と比べて9,535点（4.1％）の減少となっている。

【第1表】販売高

(単位：円)

月	平成26年度	平成27年度	前年度比較	平成27年度 上期(4~9月)	平成28年度 上期(4~9月)	前年度比較
4	6,448,390	5,978,790	-469,600	5,978,790	5,658,580	-320,210
5	9,625,710	9,849,150	223,440	9,849,150	8,423,720	-1,425,430
6	8,175,270	9,823,680	1,648,410	9,823,680	8,423,180	-1,400,500
7	10,752,490	10,673,327	-79,163	10,673,327	10,766,940	93,613
8	7,690,920	7,336,059	-354,861	7,336,059	7,465,560	129,501
9	6,798,610	5,746,330	-1,052,280	5,746,330	5,789,220	42,890
10	6,320,850	7,035,640	714,790			
11	9,191,250	9,892,370	701,120			
産業祭	1,264,490	1,910,900	646,410			
12	7,865,210	7,339,370	-525,840			
1	4,488,690	3,813,760	-674,930			
2	4,307,260	4,251,920	-55,340			
3	5,369,720	4,832,250	-537,470			
合計	87,034,370	86,572,646	-461,724	49,407,336	46,527,200	-2,880,136

【第2表】施設利用者(来客)数

(単位：人)

月	平成26年度	平成27年度	前年度比較	平成27年度 上期(4~9月)	平成28年度 上期(4~9月)	前年度比較
4	10,048	9,752	-296	9,752	9,372	-380
5	12,856	13,294	438	13,294	12,247	-1,047
6	10,428	11,721	1,293	11,721	10,472	-1,249
7	11,775	10,793	-982	10,793	11,625	832
8	9,865	9,441	-424	9,441	8,953	-488
9	9,487	8,324	-1163	8,324	8,271	-53
10	8,420	9,273	853			
11	10,797	10,548	-249			
12	10,586	10,378	-208			
1	7,293	6,703	-590			
2	6,991	7,586	595			
3	8,686	8,551	-135			
合計	117,232	116,364	868	63,325	60,940	-2,385

【第3表】販売点数

(単位：点)

月	平成26年度	平成27年度	前年度比較	平成27年度 上期(4~9月)	平成28年度 上期(4~9月)	前年度比較
4	34,390	30,823	-3,567	30,823	29,231	-1,592
5	54,944	52,390	-2,554	52,390	47,878	-4,512
6	38,272	43,573	5,301	43,573	37,077	-6,496
7	46,918	44,651	-2,267	44,651	46,700	2,049
8	37,486	33,721	-3,765	33,721	33,446	-275
9	32,043	24,931	-7,112	24,931	26,222	1,291
10	31,680	34,224	2,544			
11	46,949	47,915	966			
(産業祭)	(5,212)	(7,524)	(2,312)			
12	39,395	39,662	267			
1	21,572	19,246	-2,326			
2	20,933	22,282	1,349			
3	27,557	25,013	-2,544			
合計	437,351	425,955	-11,396	230,089	220,554	-9,535

## (4) 収支の状況

直売所の平成27年度収支決算状況及び平成28年度上期(4~9月)収支状況は、第4表のとおりである。

平成27年度の収入決算額は14,723,552円で、このうち販売手数料収入は8,147,430円で収入総額の55.3%、販売雑収入は6,576,122円で収入総額の44.7%となり、市からの委託料については支払いを受けていない。

また、支出決算額は14,723,552円で、その内訳は人件費10,343,390円、労働保険料等425,209円、厚生費92,157円、光熱水費1,429,322円、通信費95,661円、保守修繕費788,032円、器具備品償却費190,008円、施設管理費293,760円、印刷・消耗品費33,649円、その他管理費19,770円、助成金626,000円、雑費386,594円で、支出総額に占める割合はそれぞれ70.3%、2.9%、0.6%、9.7%、0.6%、5.4%、1.3%、2.0%、0.2%、0.1%、4.3%、2.6%となっている。

平成28年度上期(4~9月)の収入総額は3,804,900円で、そのすべてを販売手数料収入が占めており、市からの委託料については支払いを受けていない。

また、支出総額は9,748,042円で、その内訳は人件費6,895,510円、労働保険料等445,784円、厚生費54,200円、光熱水費657,979円、通信費56,121円、保守修繕費583,897円、器具備品償却費76,159円、施設管理費174,300円、印刷・消耗品費51,719円、その他管理費6,169円、助成金626,000円、雑費120,204円で、支出総額に占める割合はそれぞれ70.7%、4.6%、0.6%、6.7%、0.6%、6.0%、0.8%、1.8%、0.5%、0.1%、6.4%、1.2%となっている。



【第4表】収支決算状況（平成27年度全期）及び収支状況（平成28年度上期）

（単位：金額・円、率・％）

項 目		平成27年度		平成28年度	
		全期	構成率	上期(4～9月)	構成率
収入の部	販売手数料	8,147,430	55.3	3,804,900	100.0
	販売雑収入	6,576,122	44.7	0	0.0
	市委託料	0	0.0	0	0.0
	合 計 (A)	14,723,552	100.0	3,804,900	100.0
支出の部	人件費	10,343,390	70.3	6,895,510	70.7
	労働保険料等(厚生年金等)	425,209	2.9	445,784	4.6
	厚生費	92,157	0.6	54,200	0.6
	光熱水費	1,429,322	9.7	657,979	6.7
	通信費	95,661	0.6	56,121	0.6
	保守修繕費(各機器保守料)	788,032	5.4	583,897	6.0
	器具備品償却費	190,008	1.3	76,159	0.8
	施設管理費(各設備保守料等)	293,760	2.0	174,300	1.8
	印刷・消耗品費	33,649	0.2	51,719	0.5
	その他管理費	19,770	0.1	6,169	0.1
	助成金(運営委員会助成金)	626,000	4.3	626,000	6.4
	雑費	386,594	2.6	120,204	1.2
合 計 (B)	14,723,552	100.0	9,748,042	100.0	
収支差引(A) - (B)		0		-5,943,142	

#### 4 総 括

農産物直売所の指定管理者である「羽村市農産物直売所運営委員会・西多摩農業協同組合」及び所管課について監査を行った結果、指定管理者選定及び指定に関する事務、協定書の締結に係る事務並びに公の施設の管理・運営、会計経理等に関する事務、その他関連する事務事業は、適切に処理されていると認められた。

また、所管課においては、毎月初めに運営委員会を開催し、指定管理者職員（羽村市農産物直売所運営委員会・西多摩農業協同組合）から事業報告を受けるとともに、東京都普及センターの職員を交えて指導・協議を行う等、履行確認及び指導監督は適切に行われていた。

農産物直売所に指定管理者制度を導入した目的は、民間活力の導入による新鮮な農産物等を市民に供給するとともに、市内農業の振興に寄与することにある。その意味で、農産物直売所の第4期の指定管理者に「羽村市農産物直売所運営委員会・西多摩農業協同組合」を指定し、管理・運営させていることは、指定管理者制度を導入した目的が遂行されていると認められた。

なお、監査における個別の意見等は、以下のとおりである。

#### ○指定管理者制度の導入効果について

農産物直売所に指定管理者制度を導入してから第 4 期目を迎えたが、継続的に安定した管理運営がなされており、本制度の導入効果を確認することができた。その理由としては、指定管理者が協定書の「指定管理者の指定の意義」を踏まえ、生産者を顔写真で公表するといった可視化や生産履歴管理・農薬適正使用の徹底により安全・安心な農産物等の供給に以前から努めているとともに、市内農家の半数以上が出荷する等、地産地消の拠点として大きな役割を担っており、市内農業の振興に寄与していると推察されるからである。

今後も市民に新鮮で安全・安心な農産物等を供給され、地産地消をはじめとした市内農業の振興をさらに推進されることを期待したい。

#### ○経営面について

農産物直売所では、農産物等を市場より安価にし、市民が利用しやすい価格設定にされているところは評価できる。販売高や施設利用者（来客）数が年々減少する傾向にある中で、さらに毎年数回の値引きセールを継続的に行っており、指定管理者の金銭面等の負担が増大していることが懸念される。

今後は、農家の高齢化や担い手不足等の課題があるが、さらに指定管理者と市が連携・協力を密にし、マーケティング調査を実施する等、顧客のニーズを的確に把握して事業展開につなげるとともに、近郊型施設との差別化を図り、郊外型のメリットを最大限に生かした顧客の開拓等、農産物直売所を独立した事業としてバランスの取れた経営を図られ、長期的に持続可能な施設となるよう努められたい。